

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月二十八日

広島県人事委員会規則第十三号

初任給 昇格 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

改正する。
女王後
女王前

				学歴区分		学歴免許等資格区分表		別表第十一（第五条関係）	
				学歴区分		学歴免許等資格区分表		別表第十一（第五条関係）	
				学歴区分		学歴免許等資格区分表		別表第十一（第五条関係）	
備考	(略)	2 卒 短 大	(略)	二 卒 短 大	(略)	(7)(1) 独立行政法人海技 教育機構海技士教育 科の海技課程専修科 若しくは航海専科又 は海技専攻課程(海 上技術コース(航海 上技術)及び同コース (機関)に限る。)(旧 関)に限る。(旧 独立行政法人海技大 学校海上技術科 独立行政法人海技大 学校又は旧海技大学 校の海技士科及び旧 独立行政法人海員學 校專修科を含むもの とし、(高校三卒) を入学資格とする修 業年限二年のものに 限る。)(の卒業者 (略)	(略)	該當者	改正後
備考	(略)	2 卒 短 大	(略)	二 卒 短 大	(略)	(7)(1) 独立行政法人海技 教育機構海技士教育 科の海技専攻課程 (海上技術コース(航 海)及び同コース (機関)に限る。)(及 び海技課程専修科 旧独立行政法人海技 大학교海上技术科 旧独立行政法人海技 大학교又は旧海技大 学校の海技士科及び 旧独立行政法人海員 学校專修科を含むも のとし、(高校三卒) 「を入学資格とする 修業年限二年のもの に限る。)(の卒業者 (略)	(略)	該當者	改正前
備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(7)(1) 独立行政法人海技 教育機構海技士教育 科の海技課程専修科 若しくは航海専科又 は海技専攻課程(海 上技術コース(航海 上技術)及び同コース (機関)に限る。)(旧 関)に限る。(旧 独立行政法人海技大 学校海上技術科 独立行政法人海技大 学校又は旧海技大学 校の海技士科及び旧 独立行政法人海員學 校專修科を含むもの とし、(高校三卒) を入学資格とする修 業年限二年のものに 限る。)(の卒業者 (略)	(略)	該當者	改正前

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

廣島県人事委員会

委員長 加藤 謹